

## ◆特集 日本を「戦争ができる国」にさせない

# 「人間の尊厳」——非武装中立の堅持

労働大学学長

須藤 行彦

### 「平和四原則」の願い、非武装中立

1945年8月15日、敗戦。GHQの占領政策の基  
本は、敗戦国日本からキバを抜く「非軍事化と民主化」  
政策でした。具体的には軍隊、財閥、産業報国会の解体  
と教育改革・労働組合結成・農地改革でした。

45年11月2日、日本社会党結成大会、47年5月3  
日、「日本国憲法」発布、一方で49～50年、レッド・  
ページ、下山事件、三鷹事件、松川事件、50年6月、  
朝鮮戦争が勃発しました。GHQは7月、「7万5千人  
から成る警察予備隊の創設」を要求しました。その時点  
で政府は、あくまでも「警察」を補うものであるという  
理由でした。

50年7月11日の総評結成は、GHQの指導のもと共  
産党の政治主義的な押しつけに反対して提起した「組合  
民主主義の樹立」から出発しました。アメリカのAF

L・CIOは、「国連軍」の名による朝鮮戦争への介入  
を正当化し、日本の再軍備を促進する態度を総評に求め  
てきました。

日本軍国主義復活の兆しが見え始めた51年1月、左  
派に主導された日本社会党第7回大会は、「再軍備反  
対」を決議して平和四原則「全面講和、中立堅持、軍事  
基地反対、再軍備反対」を確立し、平和と民主主義、非  
武装中立の政治姿勢を明確にしました。

委員長に就任した鈴木茂三郎は、「青年よ、再び銃を  
とるな、婦人よ、夫や子供を戦場におくるな！」と訴え、  
非武装中立の本質を最も簡潔に言いあらわし、多くの  
人々に深い感銘を与えました。

同年3月、総評第2回大会では、この「平和四原  
則」を支持し政治方針として確立し国際自由労連一括加  
盟案を否決しました。いわゆる「ニワトリからアヒルへ  
の転換」であり、歴史的な社会党・総評ブロックの誕生

でした。

### 三位一体の理念「日本国憲法」

今年、「日本国憲法」施行から77年目の年になります。本来、近代立憲主義憲法は、個人の権利・自由を確保するために国家権力を制限することを目的としています。日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三つを基本原理としており世界に誇れる「平和憲法」です。

国民こそが政治の主役を意味する国民主権も基本的人権も、ともに「人間の尊厳」という最も基本的な原理に由来し、その二つが広義の民主主義を構成し、それが「人類普遍の原理」とされています。人間の自由と生存は、平和なくして確保されないという意味で、平和主義の原理もまた、人権および国民主権の原理と密接に結びついています。

平和主義は、第一に、侵略戦争を含めた一切の戦争と武力の行使および武力による威嚇を放棄したこと、第二に、それを徹底するために戦力の不保持を選択したこと、第三に、国の交戦権を否認したこととの三点において、比類のない徹底した戦争否定の態度を打ち出しています。

日本の安全保障について前文で、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と述べ、国際的に中立の立場からの平和外交および国際連合による安全保障を考えると宣言しています。

### 今や、すでに戦時体制？

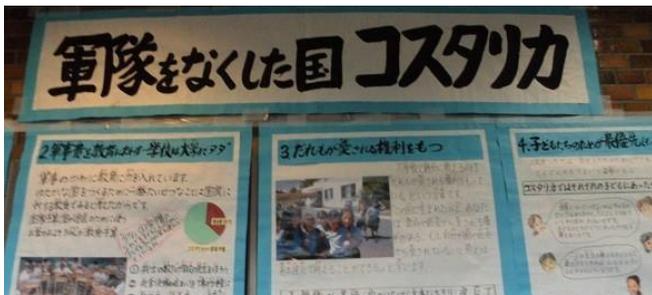
ところが岸田自公政権は、ロシアによるウクライナへの侵略戦争を口実にして、中国を敵視し軍国日本へと突き進んでいます。22年12月、岸田政権は、敵基地攻撃能力の保持を認め、軍事費の大幅増額・大增税に踏み込む「安保三文書」を閣議決定しました。

これは、戦後の安全保障政策の大転換であり「平和憲法」の空文化につながる、許してはならない暴挙です。特に、沖縄・石垣島を中心に南西諸島一帯の軍事基地化が急速に進んでおり、今やすでに戦時体制下？ どの状況がつくられています。

岸田首相は、通常国会の施政方針演説で「在任中に憲法改正を実現する」と述べ、軍事費の倍増と、憲法に自衛隊を明記し「国防軍」化をねらっています。

憲法を足蹴あしげにしなから、一方で「法の支配」を強調

## ◆特集 日本を「戦争ができる国」にさせない



映画「コスタリカの奇跡～積極的平和国家の作り方～」  
の上映会より（中学生が調べました）

する矛盾、岸田政権の本質を見抜き、私たちは怒りをもつて共に平和と民主主義を守りぬく闘いが求められています。

核戦争の時代に勝者はない

広島、長崎に原爆が投下されて以降の世界は、一つの国家が通常兵力で軍備増強しても安全や独立を確保できない時代に入ったと言えます。核戦争の時代に勝者はありません。戦争は政治の手段という意味を失い、武装による安全保障はありえない状況となりました。現在の世界は核保有国が対立しており、どちらかの陣営に組することは、かえって危険

が大きいと言えます。今や、非武装で中立という「理想主義」こそが、実は最も現実的な政治姿勢なのです。

しかし日本は、2015年9月19日、「平和安全法制」強行採決で、集団的自衛権の行使が可能となりました。そもそも集団的自衛権とは、日本の安全が脅かされるかどうかは無関係で発動されるものです。

現在日本には、130の基地があり、個別の施設でみれば、その数は7112に及びます。在日米軍基地は、横田、座間、横須賀、佐世保、沖縄に嘉手納、普天間、ホワイトビーチの7カ所にあり、そこに世界最多の約5万4千人の米兵が駐留しています。

### コスタリカ共和国に学ぶ

サッカーWカップで日本に勝ったコスタリカは、軍隊を持たない国です。1949年に制定された憲法で常備軍を解体した際に軍事予算を教育・医療・環境保全に分配することを決めました。コスタリカ憲法に「GDPの8%を教育費に充てる」として大学までの無償教育が実現しています。小さな国ですが、地球幸福度一位にも選ばれ、素晴らしい国民性で平和を実現しています。

日本も憲法9条2項で「陸海空軍その他の戦力は、こ

れを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と宣言しているのに、何が日本の軍国化への道を歩ませているのでしょうか？ それは、アメリカ追従の政治姿勢にあります。この流れを止めるのは国民一人ひとりの意思表示しかありません。私たちの最大の敵は、「無知と無関心」だとも言えます。

### 自主独立の主体性を

国民が権力の支配から自由であるためには、国民の国政への積極的な参加が確立している体制においてはじめて現実のものとなります。民主主義は、人間の固有の尊厳に由来しており、「すべて国民は、個人として尊重される」（憲法13条）を基礎とし、すべての国民の自由と平等が確保されてはじめて開花します。民主主義とは、単に多数者支配の政治を意味せず、実をともしなつた立憲民主主義でなければなりません。

人権の観念については、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」（憲法11条）と謳っています。これは、人間が生まれながらに有することを意

味しており、私たちの自覚と責任です。

### 非武装中立こそ世界平和への道

私たちは、非武装中立が論理的にも現実的にも唯一の平和への道だと考えています。新社会党だけが日本国憲法に即した「非武装中立」の正しさを、国際政治における平和と民主主義を実現させることを訴えています。

世界の各地で今、この時にも、多くの罪なき人々が、虐殺されています。「平和」という名のもとに。一部の支配階級の利益のために、世界の各地で、多くの血がながされています。なげき、悲しみ、苦しみ、怒り！ 平和は、誰かが与えてくれるものでもありません。平和を願う世界の人々が、額に汗して働く労働者が、手に手を取り合つて、インターナショナルな団結を持たなければなりません。

日本の支配階級は、戦争のできる国家づくりのために「平和憲法」を亡きものにしてしまっています。私たちは、若い世代を先頭にして、平和を心から願い闘わなければなりません。平和を守ることは、命を守ることに繋がります。人間らしく、働きつづけ生きつづけるために。

（すどう ゆきひこ）